

令和4年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年8月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和4年8月25日(木) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 山田 智郷

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第14号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 5件

【議案第15号】 農用地利用計画変更の申出 …… 3件

【議案第16号】 農地等の利用の最適の推進に関する指針について

(2) 報告案件について

【報告第8号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第9号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 15件

【報告第10号】 農地法第18条第6項の規定による届出 …… 1件

2 その他

農地パトロールについて

会

長 皆さん、こんにちは。

台風が多く発生し気象情報から目が離せない季節がやってきました。委員の皆様方も台風対策は考えておいででしょうか。

では、只今から、令和4年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員と10番 後藤 章（ごとう あきら）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第14号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 5件

【議案第15号】

・農用地利用計画変更の申出 …………… 3件

【議案第16号】

・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

（2） 報告案件について

【報告第8号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第9号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 15件

【報告第10号】

・農地法第18条第6項の規定による通知 …………… 1件

【その他】

農地パトロールについて

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

それでは、【議案第14号】 農地法第5条の規定に係る許可申請5件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

議案第14号 R4-6をご覧ください。

申請地は、筆数が多いため筆ごとの読み上げは省略させていただきます。登記地目はすべて田で、合計面積が_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は倉庫の建築です。

申請者は、_____に本社を構える事業社で清須市近辺に_____支店と_____を保有しています。_____支店・_____とともに現在の事業規模に比べ狭いいため十分な荷物の管理や作業ができず本来の作業を他のセンター等で賄っており時間コストともに効率が悪くなっております。

そこで、_____の業務を引き継ぐとともに現在の_____支店の土地を有効活用するためにも、_____から10km以内、_____支店から3km以内、高速ICから1km以内の土地を条件に捜したところ市街化区域内では見つからず、当該地を選定することとしました。

申請地は、農業振興地域農用地区外であり、既存集落に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）-bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員となります。

樋 口 委 員 事前に話があった案件で問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、許可書を交付することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第14号 R4-7をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____に事務所をかまえ、また現在は_____にて自動車の修理を行っております。本店が_____にあるため_____の顧客が多く商談や車の相談に乗ることが多くあります。そのため、本社でお客様

の自動車を一時的に預かる場合や、買い替えのために下取り車としての一時保管できる場所を7台分確保することとなりました。

申請地は、インターチェンジから概ね300m以内にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件も樋口委員の地元となりますが
樋口委員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 議案第14号 R4-8をご覧ください。

申請地は、_____番で登記田・現況雑種地で面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、現在_____に住んでいます。申請地の隣に実家があり、実家には駐車スペースがないことから3台分の駐車場を確保したく探したところ申請地に至りました。

申請地は、住宅等が連担している区域内にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
こちらは私の担当になりますが、特段の問題はないと確認をしております。他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とし

て、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 議案第 14 号 R4-9 をご覧ください。

申請地は、_____番 で登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____に住んでおり、3 台分の駐車場を確保しております。しかし、1 台分の駐車スペースが非常に狭く、道路上に車をはみ出す状況です。また、親族等の来客があった場合も自宅前に路上駐車しなければならなくなっています。そのため、周辺の交通状況の悪化の原因となっており、2 台分の駐車スペースを確保することとしました。

申請地は、街区に占める宅地割合が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（b）に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員となります。

後藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 議案第 14 号 R4-10 をご覧ください。

申請地は、_____番 で登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、現在_____に住んでおりますが、申請地の隣地に実家があり、その敷地に住居を建築中です。敷地内に 2 台分の駐車スペースがありますが、両親の車がすでに使っています。そのため 2 台分の駐車スペースの確保が必要になり、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地割合が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（b）に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、

一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員となります。

後藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして【議案第15号】農用地利用計画変更の申出を議案とします。事務局に説明を求めます。

事務局 それではR4-3から説明いたします。

こちらについては、関係委員さんがおりますので、一時退席をお願いします。

(退席後)

今回の申出地は、_____番で面積は_____㎡です。

申請者の娘夫婦より、結婚し介護等を考えて同居することの申し出があったことを機会に現在の住居が手狭なため、新築する必要性が出てきたため、申請に至りました。

申出地は5つの要件を全てクリアしております。

該当地は農用地の周辺部であり、街区北東部にある宅地と隣接しているため、農地を分断することも無い場所です。

農地区分は運用通知のオーアー（b）に該当し第2種農地となり、農地法の許可基準はオー（イ）－bに該当し「許可できる」と判断されます。また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件は後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員の地元となりますが

後藤委員 申請者は市街化区域の戸建てに住んでいたと思いますが、その点は大丈夫でしょうか。

山内委員 私もそのように存じ上げておりますが。

事務局 申出書では、賃貸住宅の住所になっております。
以前は、戸建てに住まわれていたと思いますが、現在は賃貸住宅であり、同居するには手狭まであるとのこと。
また、農業にも従事し、農機具を置くためにも、ある程度の敷地は必要とのこと。

会長 他の委員さん方でご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。
続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 つづきましてR4-4を説明いたします。
今回の申出地は、_____番で面積は___㎡となります。
申請者は_____に支社があり現在社用車及び作業車3台を有しております。約56名が支社内で事務作業をしております。資材置き場や駐車場のスペースが事業規模の拡大とともに足りなくなっており、今まで駐車場兼資材置き場としていたところの駐車場をつぶす必要が出てきました。そのため作業車10台分の駐車スペースを確保することが急務となり、申請に至りました。
申出地は5つの要件を全てクリアしております。
該当地は農用地の周辺部であり、北側角地にあるため、農地を分断することも無い場所です。
農地区分は運用通知のエー(ア)-b-(b)に該当し第3種農地となり、農地法の許可基準はエー(イ)に該当し「許可できる」と判断されます。また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。
以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。
この案件も後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員の地元となりますが

後藤委員 こちらも問題ありません。

会長 他の委員さん方でご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 つづきまして R4-5 を説明いたします。

今回の申出地は、_____番で面積は_____㎡です。

今回駐車場を必要としている営業所は敷地が 7325.49 ㎡あります。その内 295 ㎡に建物が建っており、残地は主にレンタル機械を置いております。名古屋営業所の従業員数は 32 名で、その全員が自動車通勤をしております。そのうち敷地内に駐車場があるのは 29 名です。残りの 3 名は周辺に駐車しているため、全員分の駐車スペースの確保するため、申請に至りました。

申出地は 5 つの要件を全てクリアしております。

該当地は農用地の周辺部であり、西側角地にあるため、農地を分断することも無い場所です。

農農地区分は運用通知のエー(ア)ーbー(b)に該当し第3種農地となり、農地法の許可基準はエー(イ)に該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

後藤委員 この案件も後藤 章正(ごとう ふみまさ)委員の地元となりますが問題ありません。

会長 他の委員さん方でご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【議案第16号】農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 農業委員会等に関する法律第7条において、農業委員会はその区域における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法についての指針を定めるよう努めなければならないとされています。

この規定は努力義務であり、清須市農業委員会では、これまで指針を

定めておりませんでした。本議案により定めるものです。

内容につきましては、案のとおりですが、表面の第1基本的な考え方では、本市の営農を行う上での特色や問題点をあげ、どのように農地利用の最適化推進を行っていくかが書かれております。

裏面について、1. 遊休農地の解消目標、2. 担い手への農地利用の集積・集約化では、それぞれの現状と目標を定め、3. 新規就農の促進に向けた取組みとして、関係機関との連携や市民農園制度及び農業体験塾制度の活用により、新規就農を促進していく旨を記載しております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、何かご意見ありますでしょうか。

(意見等なし)

なければ、この案件について、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、承認することといたします。

続きまして【報告第8号】及び【報告第9号】、【報告第10号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事務局 それでは【報告第8号】農地法第4条第1項第8号の届出より説明いたします。

番号8、_____番で登記・現況共に田です。

こちら山田委員の案件になります。

山 田 委 員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号については以上となります。続いて農地法第5条第1項第7号の届出について説明します。

番号31、_____番で登記・現況共に畑です。

こちら岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号32、_____番、_____番で2筆とも登記・現況共に田です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 33、_____番 で登記田・現況畑です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 34、_____番、_____番 で登記田・現況畑
です。

こちら山内委員お願いします。

山内委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 35、_____番 で登記田・現況畑です。

こちらに丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 36、_____番 で登記・現況共に畑です。

こちら加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 37、_____番 で登記田・現況宅地です。

こちら中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 38、_____番 で登記田・現況畑です。

こちら岩田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 39、_____番、_____番 で登記・現況畑です。

こちら加藤委員お願いします。

加 藤 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号 40、_____番、____番で登記・現況畑です。

こちら加藤委員お願いします。

加 藤 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号 41、_____番、____番で登記・現況畑です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小 崎 推 進 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号 42、_____番で登記・現況畑です。

こちら岩田委員お願いします。

岩 田 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号 43、_____番で登記・現況畑です。

こちら伊藤委員お願いします。

伊 藤 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号 44、_____番、____番で共に登記田・
現況畑です。

こちら伊藤委員お願いします。

伊 藤 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号 45、_____番で登記・現況田です。

こちら日下部委員お願いします。

日 下 部 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。
続いて【報告第 10 号】農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

について説明します。

番号1、春日西牧前47の畑を議案書の賃借人に貸しておりましたが、この度両者の中で合意解約となりましたので、農地法の規定に基づき通知がありました。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

(質問等特になし)

続きまして、【その他】農地パトロールについて議題とします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 農地パトロールについて説明いたします。

農地パトロールは、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見を重点として実施します。

実施日時につきましては、事前にお送りしたとおりで、8/22より順に現在行っております。

農地パトロールの確認内容は、事前に送付した「農地パトロール遊休農地判断基準」により現地を判断していただいております。

具体的には緑区分、黄区分、2号遊休農地、再生利用が困難な農地に分類されます。市内の遊休農地の大部分が緑、黄色区分に該当します。

農地パトロールの結果については、全地区のパトロール結果をまとめ、来月の農業委員会で報告いたします。

以上、農地パトロールについての説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回開催について確認します。

令和4年9月22日、木曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室(本日と同じ)にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和4年度第1回農業委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____